




収入証紙が廃止され、




令和5年10月1日から 手数料の支払い方法が変更されます！

10月からの**宅地建物取引業関係の手数料の支払い方法**が、次のとおり**変更**となりますので、ご注意ください。

なお、(公社)岡山県宅地建物取引業協会、または(一社)岡山県不動産協会へ**宅地建物取引業関係**の申請書を提出される場合は、これまでどおり、それぞれの協会において、現金での支払いとなります。



●**建築指導課へ申請書を提出する場合**
 →**収納専用窓口での支払いとなります。**
 ※収納専用窓口は会計課HP参照
 ・クレジットカードやコード決済がご利用いただけます。



●(公社)岡山県宅地建物取引業協会または(一社)岡山県不動産協会へ申請書を提出する場合
 →**県が収納事務を委託（令和5年9月予定）した上記団体へ現金での支払いとなります。**
 ※上記団体が受付可能な申請書に限ります。

収納専用窓口での支払い方法

- 1 支払時に必要な「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」を建築指導課窓口または当課HP（令和5年9月末掲載予定）で入手してください。
- 2 収納専用窓口で、上記1の「納付連絡票」を見せて、手数料をお支払いください。



- ・現金 
- ・カード決済 
 Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS
- ・コード決済 
 PayPay、楽天ペイ、d払い、au Pay、メルペイ、ゆうちょPay

「楽天ペイ」ロゴは、楽天グループ株式会社の登録商標です。「d払い」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。「au PAY」は、KDDI株式会社の登録商標です。「メルペイ」は、株式会社メルカリの登録商標です。「ゆうちょPay」は、日本郵政株式会社の登録商標です。

3 納付済証を受け取り、申請書に貼って建築指導課に提出してください。